

新規上場申請のための半期報告書

G V A T E C H株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2024年11月21日

【中間会計期間】 第8期中(自 2024年1月1日 至2024年6月30日)

【会社名】 G V A T E C H株式会社

【英訳名】 G V A T E C H, I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役 山本 俊

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木三丁目37番地5

【電話番号】 03-6274-8260

【事務連絡者氏名】 取締役 経営企画部長 板倉 侑輝

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木三丁目37番地5

【電話番号】 03-6274-8260

【事務連絡者氏名】 取締役 経営企画部長 板倉 侑輝

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	3
第3【提出会社の状況】	4
1【株式等の状況】	4
2【役員の状況】	26
第4【経理の状況】	28
1【中間財務諸表】	29
2【その他】	34
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	35
期中レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第 8 期中	第 7 期
会計期間		自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月 30 日	自 2023年 1 月 1 日 至 2023年 12 月 31 日
売上高	(千円)	486, 831	728, 243
経常損失(△)	(千円)	△242, 959	△430, 188
中間(当期)純損失(△)	(千円)	△244, 104	△431, 536
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	153, 268	4, 000
発行済株式総数	(株)	3, 791, 577	3, 502, 577
純資産額	(千円)	387, 938	333, 506
総資産額	(千円)	1, 006, 393	1, 018, 758
1 株当たり中間 (当期) 純損失 (△)	(円)	△69. 25	△137. 69
潜在株式調整後 1 株当たり 中間 (当期) 純損失	(円)	—	—
1 株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	34. 6	28. 9
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△132, 578	△262, 565
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△147, 256	△220, 246
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	164, 072	864, 557
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	420, 846	536, 609

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純損失については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1 株当たり中間 (当期) 純損失であるため、記載しておりません。

4. 1 株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

5. 当社は、第 7 期中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、第 7 期中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当新規上場申請のための半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

なお、当社は前中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、前年同中間会計期間との比較分析は行っておりません。

（1）経営成績の状況

当中間会計期間（2024年1月1日～2024年6月30日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の沈静化により国内の経済・消費活動は正常化が進み、景況感が回復してきた一方で、世界的な資源価格の高騰や不安定な為替の動向、商品・サービスの値上げによる物価高等により依然先行き不透明な状況が続いています

このような環境下、当社におきましては、中堅企業から大手企業をターゲットにしたSaaSサービスである『OLGA』及び中小企業向けのサービスである『GVA法人登記』の各主要サービスにおいて、広告宣伝費や人員の先行投資を継続的に行いました。

このような取り組みの結果、当中間会計期間における売上高は486,831千円となる一方で、営業損失は238,676千円、経常損失は242,959千円、中間純損失は244,104千円となっております。

なお、当社はリーガルテック事業を行う単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（2）財政状態の状況

①資産、負債及び純資産の状況

（資産の部）

当中間会計期間末における資産合計は前事業年度に比べ12,364千円減少し、1,006,393千円となりました。これは主に、無形固定資産が97,159千円増加する一方で、現金及び預金が115,762千円減少したことによるものです。

（負債の部）

当中間会計期間末における負債合計は前事業年度末に比べ66,797千円減少し、618,454千円となりました。これは主に、OLGAの契約数増加に伴う契約負債が59,688千円増加する一方で、借入金が134,464千円減少したことによるものです。

（純資産の部）

当中間会計期間末における純資産合計は前事業年度末に比べ54,432千円増加し、387,938千円となりました。これは、増資により資本金及び資本剰余金がそれぞれ149,268千円増加する一方で、中間純損失の計上により利益剰余金が244,104千円減少したことによるものです。

②キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ、115,762千円減少し、420,846千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、減価償却費が57,976千円、OLGAの契約数増加に伴う契約負債の増加額が59,688千円となった一方で、税引前中間純損失が242,959千円となったこと等により132,578千円の支出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、敷金及び保証金の回収による収入が11,876千円となった一方で、有形固定資産の取得による支出が12,710千円、無形固定資産の取得による支出が146,421千円となったことにより147,256千円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出が74,898千円となった一方で、株式の発行による収入が298,537千円となったことにより164,072千円の収入となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針及び経営戦略について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	97,453,490
A種優先株式	500,000
A2種優先株式	80,047
A3種優先株式	321,750
B種優先株式	870,270
C種優先株式	774,443
計	100,000,000

(注) 2024年9月17日開催の臨時株主総会決議により、2024年10月2日付でA種優先株式、A2種優先株式、A3種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する定款の定めが廃止されております。また、同株主総会決議に基づき、普通株式の発行可能株式総数の減少に係る定款変更が行われ、2024年10月2日付で発行可能株式総数は82,253,490株減少し15,200,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間 末現在発行数(株) (2024年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年11月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,701,084	3,820,498	非上場	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	286,101	—	非上場	—
A2種優先株式	80,047	—	非上場	—
A3種優先株式	321,750	—	非上場	—
B種優先株式	628,161	—	非上場	—
C種優先株式	774,434	—	非上場	—
計	3,791,577	3,820,498	—	—

- (注) 1. 2024年9月17日開催の取締役会において、A種優先株式、A2種優先株式、A3種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年10月2日付で自己株式として取得し、対価として定款に定められた普通株式への転換請求権の比率に応じた数の普通株式をそれぞれ交付しております。また、同日付ですべてのA種優先株式、A2種優先株式、A3種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。
2. 2024年9月17日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款により定めた内容及びA種優先株式、A2種優先株式、A3種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の内容は以下のとおりです。また、下記VI、種類株主総会に記載の通り、会社法第322条第2項に規定する事項を定款に定めております。

(A種優先株式)

I 残余財産の分配

1. 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者、A3種優先株主又はA3種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、金2,066円（以下「C種優先分配額」という。）を支払う。
2. 前項による分配の後、当社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者、A3種優先株主又はA3種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、同順位にて、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金734円（以下「A種優先分配額」と

いう。)を、A2種優先株式1株につき金1,032円(以下「A2種優先分配額」という。)を、A3種優先株式1株につき金777円(以下「A3種優先分配額」という。)を、B種優先株式1株につき金1,165円(以下「B種優先分配額」という。)を支払う。ただし、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者及びA3種優先株主又はA3種優先登録質権者並びにB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して分配しようとするA種優先分配額、A2種優先分配額、A3種優先分配額及びB種優先分配額の合計額が、残余財産の総額を超えることになる場合には、A種優先株式1株、A2種優先株式1株、A3種優先株式1株及びB種優先株式1株にそれぞれ分配される残余財産の金額が、A種優先分配額、A2種優先分配額、A3種優先分配額及びB種優先分配額の比率となるように按分して分配する。

3. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者、A3種優先株主又はA3種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及びC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「II普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

4. A種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

(1) A種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数(自己株式を除く)を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数(自己株式を除く)で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

1

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(2) A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分(株式無償割当てを除く。)を行ったときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式(A種優先株式のみ)の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式(A種優先株式)の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行A種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$$

(3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

II 普通株式と引換えにする取得請求権

A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利(以下「取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数(以下「A種取得比率」という。)は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{A種取得比率} = \frac{\text{A種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(2) 前号のA種優先株式の基準価額及び取得価額(以下「取得価額」という。)は、当初734円とする。

III 取得価額等の調整

「II普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

① 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、A種優先株式の取得請求権の行使、及び潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約

権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の取得原因(潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。)の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降にこれを適用する。

② 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合(無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。)。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行 当該調整前 新発行 1株当たり} \\ \text{株式数} \times \text{取得価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当会社の発行済普通株式数(自己株式を除く。以下本②において同じ。))と、(ii)発行済A種優先株式(自己株式を除く。以下本②において同じ。))の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする(但し、当該調整の事由により発行済普通株式数又は発行済A種優先株式数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。))。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て(株式無償割当てを除く。))により行われる場合は、「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、会社の取締役会の決議(取締役会設置会社でない場合は取締役の決定)に基づきA種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)当会社、当会社の子会社又は当会社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において定義される「関連会社」を意味する。))の役員、使用人、アドバイザー等に対して、ストックオプション目的の新株予約権その他の潜在株式等(当該潜在株式等の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の15%を超えない範囲に限る。))を発行する場合、又は(ii)A種優先株式の発行済株式総数の50%以上を有するA種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合には行われない。

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

A種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(割当てのための基準日がある場合はその日)の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

1

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{無償割当ての比率}}$$

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議(取締役会設置会社でない場合は取締役の決定)に基づき、合理的な範囲において取得価額及び/又はA種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。但し、かかる調整は、当該調整事由が生じる前のA種優先株式の経済的価値を損なわないものでなければならない。

① 時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。

② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

③ 潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

④ 上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必

要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合は取締役）が判断する場合。

IV 普通株式と引換えにする取得

当社は、A種優先株式の発行以降、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決（取締役会設置会社でない場合は取締役決定）され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合は取締役）の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「II 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「III 取得価額等の調整」の定めを準用する。なお、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

V 議決権

A種優先株主は、当会社株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

VI 種類株主総会

1. 当社は、会社法第322条第3項但書その他法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。
2. 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項、第239条第4項及び第795条第4項に規定する事項その他会社法に規定する一切の事項について、種類株主総会の決議を要しない。

VII 株式の分割、併合及び株主割当て等

1. 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。
2. 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたもの含む。以下本VIIにおいて同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A3種優先株主にはA3種優先株式又はA3種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとする。
3. 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A3種優先株主にはA3種優先株式又はA3種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて与える。

(A2種優先株式)

I 残余財産の分配

1. 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者、A3種優先株主又はA3種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、金2,066円（以下「C種優先分配額」という。）を支払う。
2. 前項による分配の後、当社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者、A3種優先株主又はA3種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、同順位にて、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金734円（以下「A種優先分配額」という。）を、A2種優先株式1株につき金1,032円（以下「A2種優先分配額」という。）を、A3種優先株式1株につき金777円（以下「A3種優先分配額」という。）を、B種優先株式1株につき金1,165円（以下「B種優先分配額」という。）を支払う。ただし、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者及びA3種優先株主又はA3種優先登録質権者並びにB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して分配しようとするA種優先分配額、A2種優先分配額、A3種優先分配額及びB種優先分配額の合計額が、残余財産の総額を超えることとなる場合には、A種優先株式1株、A2種優先株式1株、A3種優先株式1株及びB種優先株式1株にそれぞれ分配される残余財産の金額が、A種優先分配額、A2種優先分配額、A3種優先分配額及びB種優先分配額の比率となるように按分して分配する。
3. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者、A3種優先株主又はA3種優先登録質権者、B種

優先株主又はB種優先登録質権者及びC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当社は、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、A2種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「II普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA2種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

4. A2種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

(1) A2種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A2種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(2) A2種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、A2種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A2種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（A2種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A2種優先株式数」は「処分する自己株式（A2種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\begin{array}{l} \text{既発行A2種} \quad \text{当該調整} \quad \text{新発行A2種} \quad \text{1株当たり} \\ \text{優先株式数} \times \text{前分配額} + \text{優先株式数} \times \text{払込金額} \end{array}}{\text{既発行A2種優先株式数} + \text{新発行A2種優先株式数}}$$

(3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

II 普通株式と引換えにする取得請求権

A2種優先株主は、A2種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA2種優先株式の全部又は一部につき、当社がA2種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) A2種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A2種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A2種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各A2種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{A2種取得比率} = \frac{\text{A2種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(2) 前号のA2種優先株式の基準価額及び取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初1,032円とする。

III 取得価額等の調整

「II普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA2種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A2種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

① 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、A2種優先株式の取得請求権の行使、及び潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

② 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等が発行又は処分する場合（無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。）。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ

外ときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行 当該調整前 新発行 1 株当たり} \\ \text{株式数} \times \text{取得価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当会社の発行済普通株式数（自己株式を除く。以下本②において同じ。）と、(ii)発行済A2種優先株式（自己株式を除く。以下本②において同じ。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により発行済普通株式数又は発行済A2種優先株式数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA2種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、会社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合は取締役の決定）に基づきA2種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)当会社、当会社の子会社又は当会社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において定義される「関連会社」を意味する。）の役員、使用人、アドバイザー等に対して、ストックオプション目的の新株予約権その他の潜在株式等（当該潜在株式等の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の15%を超えない範囲に限る。）を発行する場合、又は(ii)A2種優先株式の発行済株式総数の50%以上を有するA2種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合には行われない。

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

A2種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A2種優先株式の基準価額も取得価額と同様に調整されるものとする。

1

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合は取締役の決定）に基づき、合理的な範囲において取得価額及び／又はA2種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。但し、かかる調整は、当該調整事由が生じる前のA2種優先株式の経済的価値を損なわないものでなければならない。

- ① 時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。
- ② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- ③ 潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- ④ 上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合は取締役）が判断する場合。

IV 普通株式と引換えにする取得

当会社は、A2種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決（取締役会設置会社でない場合は取締役決定）され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合は取締役）の定める日をもって、発行済のA2種優先株式の全部を取得し、引換えにA2種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「Ⅲ取得価額等の調整」の定めを準用する。なお、A2種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

V 議決権

A 2 種優先株主は、当会社株主総会において、A 2 種優先株式 1 株につき 1 個の議決権を有する。

VI 種類株主総会

1. 当会社は、会社法第322条第3項但書その他法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。
2. 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項、第239条第4項及び第795条第4項に規定する事項その他会社法に規定する一切の事項について、種類株主総会の決議を要しない。

VII 株式の分割、併合及び株主割当て等

1. 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。
2. 当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本VIIにおいて同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A 種優先株主にはA 種優先株式又はA 種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A 2 種優先株主にはA 2 種優先株式又はA 2 種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A 3 種優先株主にはA 3 種優先株式又はA 3 種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B 種優先株主にはB 種優先株式又はB 種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C 種優先株主にはC 種優先株式又はC 種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとする。
3. 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A 種優先株主にはA 種優先株式又はA 種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A 2 種優先株主にはA 2 種優先株式又はA 2 種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A 3 種優先株主にはA 3 種優先株式又はA 3 種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B 種優先株主にはB 種優先株式又はB 種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C 種優先株主にはC 種優先株式又はC 種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて与える。

(A 3 種優先株式)

I 残余財産の分配

1. 当会社は、残余財産を分配するときは、C 種優先株主又はC 種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者、A 種優先株主又はA 種優先登録質権者、A 2 種優先株主又はA 2 種優先登録質権者、A 3 種優先株主又はA 3 種優先登録質権者及びB 種優先株主又はB 種優先登録質権者に先立ち、C 種優先株式 1 株につき、金2,066円（以下「C 種優先分配額」という。）を支払う。
2. 前項による分配の後、当会社は、A 種優先株主又はA 種優先登録質権者、A 2 種優先株主又はA 2 種優先登録質権者、A 3 種優先株主又はA 3 種優先登録質権者及びB 種優先株主又はB 種優先登録質権者に対し、同順位にて、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき金734円（以下「A 種優先分配額」という。）を、A 2 種優先株式 1 株につき金1,032円（以下「A 2 種優先分配額」という。）を、A 3 種優先株式 1 株につき金777円（以下「A 3 種優先分配額」という。）を、B 種優先株式 1 株につき金1,165円（以下「B 種優先分配額」という。）を支払う。ただし、A 種優先株主又はA 種優先登録質権者、A 2 種優先株主又はA 2 種優先登録質権者及びA 3 種優先株主又はA 3 種優先登録質権者並びにB 種優先株主又はB 種優先登録質権者に対して分配しようとするA 種優先分配額、A 2 種優先分配額、A 3 種優先分配額及びB 種優先分配額の合計額が、残余財産の総額を超えることになる場合には、A 種優先株式 1 株、A 2 種優先株式 1 株、A 3 種優先株式 1 株及びB 種優先株式 1 株にそれぞれ分配される残余財産の金額が、A 種優先分配額、A 2 種優先分配額、A 3 種優先分配額及びB 種優先分配額の比率となるように按分して分配する。
3. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主又は普通登録質権者、A 種優先株主又はA 種優先登録質権者、A 2 種優先株主又はA 2 種優先登録質権者、A 3 種優先株主又はA 3 種優先登録質権者、B 種優先株主又はB 種優先登録質権者及びC 種優先株主又はC 種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当会社は、A 3 種優先株主又はA 3 種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、A 3 種優先株式 1 株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式 1 株につき分配する残余財産に「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA 3 種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。
4. A 3 種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。
 - (1) A 3 種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A 3 種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(2) A3種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、A3種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の

「既発行A3種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（A3種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A3種優先株式数」は「処分する自己株式（A3種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A3種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行A3種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行A3種優先株式数} + \text{新発行A3種優先株式数}}$$

(3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

II 普通株式と引換えにする取得請求権

A3種優先株主は、A3種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA3種優先株式の全部又は一部につき、当社がA3種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) A3種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A3種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A3種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各A3種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{A3種取得比率} = \frac{\text{A3種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(2) 前号のA3種優先株式の基準価額及び取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初777円とする。

III 取得価額等の調整

「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA3種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A3種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

① 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、A3種優先株式の取得請求権の行使、及び潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

② 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等が発行又は処分する場合（無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。）。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i) 当会

社の発行済普通株式数（自己株式を除く。以下本②において同じ。）と、(ii)発行済A3種優先株式（自己株式を除く。以下本②において同じ。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により発行済普通株式数又は発行済A3種優先株式数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA3種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、会社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合は取締役の決定）に基づきA3種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)当会社、当会社の子会社又は当会社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において定義される「関連会社」を意味する。）の役員、使用人、アドバイザー等に対して、ストックオプション目的の新株予約権その他の潜在株式等（当該潜在株式等の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の15%を超えない範囲に限る。）を発行する場合、又は(ii)A3種優先株式の発行済株式総数の50%以上を有するA3種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合には行われぬ。

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

A3種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A3種優先株式の基準価額も取得価額と同様に調整されるものとする。

1

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{\quad}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合は取締役の決定）に基づき、合理的な範囲において取得価額及び/又はA3種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。但し、かかる調整は、当該調整事由が生じる前のA3種優先株式の経済的価値を損なわないものでなければならない。

- ① 時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。
- ② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- ③ 潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- ④ 上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合は取締役）が判断する場合。

IV 普通株式と引換えにする取得

当会社は、A3種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決（取締役会設置会社でない場合は取締役決定）され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合は取締役）の定める日をもって、発行済のA3種優先株式の全部を取得し、引換えにA3種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「Ⅲ取得価額等の調整」の定めを準用する。なお、A3種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

V 議決権

A3種優先株主は、当会社株主総会において、A3種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

VI 種類株主総会

1. 当会社は、会社法第322条第3項但書その他法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。
2. 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項、第239条第4項及び第795条第4項に規定する事項その他会社法に規定する一切の事項について、種類株主総会

の決議を要しない。

VII 株式の分割、併合及び株主割当て等

1. 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。
2. 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本VIIにおいて同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A3種優先株主にはA3種優先株式又はA3種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとする。
3. 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A3種優先株主にはA3種優先株式又はA3種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて与える。

(B種優先株式)

I 残余財産の分配

1. 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者、A3種優先株主又はA3種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、金2,066円（以下「C種優先分配額」という。）を支払う。
2. 前項による分配の後、当社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者、A3種優先株主又はA3種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、同順位にて、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金734円（以下「A種優先分配額」という。）を、A2種優先株式1株につき金1,032円（以下「A2種優先分配額」という。）を、A3種優先株式1株につき金777円（以下「A3種優先分配額」という。）を、B種優先株式1株につき金1,165円（以下「B種優先分配額」という。）を支払う。ただし、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者及びA3種優先株主又はA3種優先登録質権者並びにB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して分配しようとするA種優先分配額、A2種優先分配額、A3種優先分配額及びB種優先分配額の合計額が、残余財産の総額を超えることになる場合には、A種優先株式1株、A2種優先株式1株、A3種優先株式1株及びB種優先株式1株にそれぞれ分配される残余財産の金額が、A種優先分配額、A2種優先分配額、A3種優先分配額及びB種優先分配額の比率となるように按分して分配する。
3. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者及びA3種優先株主又はA3種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及びC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当社は、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、B種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「II普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるB種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。
4. B種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。
 - (1) B種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、B種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

1

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (2) B種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、B種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行B種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（B種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行B種優先株式数」は「処分する自己株式（B種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行B種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行B種優先株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行B種優先株式数} + \text{新発行B種優先株式数}}$$

(3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

II 普通株式と引換えにする取得請求権

B種優先株主は、B種優先株主となった時点以降いつでも、保有するB種優先株式の全部又は一部につき、当社がB種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数B種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「B種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各B種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{B種取得比率} = \frac{\text{B種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(2) 前号のB種優先株式の基準価額及び取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初777円とする。

III 取得価額等の調整

「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるB種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

B種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

① 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、B種優先株式の取得請求権の行使、及び潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

② 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等が発行又は処分する場合（無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。）。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当社の発行済普通株式数（自己株式を除く。以下本②において同じ。）と、(ii)発行済B種優先株式（自己株式を除く。以下本②において同じ。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により発行済普通株式数又は発行済B種優先株式数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等が発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当

てを除く。)により行われる場合は、「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるB種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、会社の取締役会の決議(取締役会設置会社でない場合には取締役の決定)に基づきB種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)当会社、当会社の子会社又は当会社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において定義される「関連会社」を意味する。)の役員、使用人、アドバイザー等に対して、ストックオプション目的の新株予約権その他の潜在株式等(当該潜在株式等の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の15%を超えない範囲に限る。)を発行する場合、又は(ii)B種優先株式の発行済株式総数の50%以上を有するB種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合には行われ

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

B種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(割当てのための基準日がある場合はその日)の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合B種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

1

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{\quad}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議(取締役会設置会社でない場合は取締役の決定)に基づき、合理的な範囲において取得価額及び/又はB種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。但し、かかる調整は、当該調整事由が生じる前のB種優先株式の経済的価値を損なわないものでなければならない。

- ① 時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。
- ② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- ③ 潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- ④ 上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会(取締役会設置会社でない場合は取締役)が判断する場合。

IV 普通株式と引換えにする取得

当会社は、B種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)の申請を行うことが取締役会で可決(取締役会設置会社でない場合は取締役決定)され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会(取締役会設置会社でない場合は取締役)の定める日をもって、発行済のB種優先株式の全部を取得し、引換えにB種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「Ⅲ 取得価額等の調整」の定めを準用する。なお、B種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

V 議決権

B種優先株主は、当会社株主総会において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

VI 種類株主総会

1. 当会社は、会社法第322条第3項但書その他法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。
2. 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項、第239条第4項及び第795条第4項に規定する事項その他会社法に規定する一切の事項について、種類株主総会の決議を要しない。

VII 株式の分割、併合及び株主割当て等

1. 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。
2. 当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本VIIにおいて同じ。)の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A3種優先株主にはA3種優先株式又はA3種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式

又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとする。

3. 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A3種優先株主にはA3種優先株式又はA3種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて与える。

(C種優先株式)

I 残余財産の分配

1. 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者、A3種優先株主又はA3種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、金2,066円（以下「C種優先分配額」という。）を支払う。

2. 前項による分配の後、当社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者、A3種優先株主又はA3種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、同順位にて、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金734円（以下「A種優先分配額」という。）を、A2種優先株式1株につき金1,032円（以下「A2種優先分配額」という。）を、A3種優先株式1株につき金777円（以下「A3種優先分配額」という。）を、B種優先株式1株につき金1,165円（以下「B種優先分配額」という。）を支払う。ただし、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者及びA3種優先株主又はA3種優先登録質権者並びにB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して分配しようとするA種優先分配額、A2種優先分配額、A3種優先分配額及びB種優先分配額の合計額が、残余財産の総額を超えることになる場合には、A種優先株式1株、A2種優先株式1株、A3種優先株式1株及びB種優先株式1株にそれぞれ分配される残余財産の金額が、A種優先分配額、A2種優先分配額、A3種優先分配額及びB種優先分配額の比率となるように按分して分配する。

3. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者及びA3種優先株主又はA3種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及びC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当社は、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対しては、C種優先分配額に加え、C種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「II普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるC種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

4. C種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

(1) C種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、C種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

1

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(2) C種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、C種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行C種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（C種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行C種優先株式数」は「処分する自己株式（C種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行C種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行C種優先株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行C種優先株式数} + \text{新発行C種優先株式数}}$$

(3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

II 普通株式と引換えにする取得請求権

C種優先株主は、C種優先株主となった時点以降いつでも、保有するC種優先株式の全部又は一部につき、当社がC種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

C種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「C種取得比率」という。）

は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各C種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

C種優先株式の基準価額

$$\text{C種取得比率} = \frac{\text{C種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(2) 前号のC種優先株式の基準価額及び取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初1,033円とする。

III 取得価額等の調整

「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるC種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

C種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

① 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、C種優先株式の取得請求権の行使、及び潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

② 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。）。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\text{既発行 当該調整前 新発行 1株当たり} \\ \text{株式数} \times \text{取得価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}$$

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当社の発行済普通株式数（自己株式を除く。以下本②において同じ。）と、(ii)発行済C種優先株式（自己株式を除く。以下本②において同じ。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により発行済普通株式数又は発行済C種優先株式数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるC種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、会社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）に基づきC種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)当会社、当会社の子会社又は当会社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において定義される「関連会社」を意味する。）の役員、使用人、アドバイザー等に対して、ストックオプション目的の新株予約権その他の潜在株式等（当該潜在株式等の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の15%を超えない範囲に限る。）を発行する場合、又は(ii)C種優先株式の発行済株式総数の50%以上を有するC種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合には行われない。

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

C種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準

日がある場合はその日)の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合C種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

1

調整後取得価額 = 当該調整前取得価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$

(3)その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合は取締役の決定）に基づき、合理的な範囲において取得価額及び／又はC種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。但し、かかる調整は、当該調整事由が生じる前のC種優先株式の経済的価値を損なわないものでなければならない。

- ①時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。
- ②潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- ③潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- ④上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合は取締役）が判断する場合。

IV普通株式と引換えにする取得

当社は、C種優先株式の発行以降、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決（取締役会設置会社でない場合は取締役決定）され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合は取締役）の定める日をもって、発行済のC種優先株式の全部を取得し、引換えにC種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「Ⅱ普通株式と引換えにする取得請求権」及び「Ⅲ取得価額等の調整」の定めを準用する。なお、C種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

V議決権

C種優先株主は、当社株主総会において、C種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

VI種類株主総会

- 1.当社は、会社法第322条第3項但書その他法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。
- 2.当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項、第239条第4項及び第795条第4項に規定する事項その他会社法に規定する一切の事項について、種類株主総会の決議を要しない。

VII株式の分割、併合及び株主割当て等

- 1.当社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。
- 2.当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたもの含む。以下本VIIにおいて同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A3種優先株主にはA3種優先株式又はA3種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとする。
- 3.当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A3種優先株主にはA3種優先株式又はA3種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて与える。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2024年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社監査役 3 当社従業員 54
新株予約権の数(個)※	302,150(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 302,150(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1,033(注)2
新株予約権の行使期間 ※	2026年6月28日～2034年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,033 資本組入額 517
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※新株予約権の発行時(2024年6月28日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、本新株予約権1個あたりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあり、この場合の付与株式数は、当該調整後の本新株予約権1個あたりの目的である株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。また、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、意味するものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て、合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、当社は、当社が適当と認める本新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

2. 行使価額は、以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、

調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が、(a) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(b) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同様とする。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。また、「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とする。）。

また、自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。さらに、潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記の他、当社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について下記の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならないが、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- (5) 上記(2)に関わらず、会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定

の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立し、会社において当該株式譲渡に関して承認された場合、本新株予約権者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。

- (6) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

4. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の定めに基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
 - ⑩ 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合
 - a 当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は執行役員
 - b 当社又は子会社の使用人
 - c 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - ⑪ 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは執行役員又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 - a 自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - b 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
 - ⑫ 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合

5. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いは、以下のとおりになります。

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権者に

対して、手続に応じて、それぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年4月1日 ～ 2024年6月30日 (注)	普通株式 289,000	普通株式 1,701,084 A種優先株式 286,101 A2種優先株式 80,047 A3種優先株式 321,750 B種優先株式 628,161 C種優先株式 774,434	149,268	153,268	149,268	1,144,370

(注) 有償第三者割当増資

発行価格 1,033円

資本組入額 516.5円

主な割当先 INNOVATION HAYATE V Capital 投資事業有限責任組合、NKGRコンサルティング(株)

(5) 【大株主の状況】

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を 除く。)の総数に 対する所有株式数 の割合(%)
山本 俊	東京都新宿区	934,243	24.64
DBJキャピタル投資事業有限責任組合 無限責任組合員 DBJキャピタル株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	558,267	14.72
SALESFORCE VENTURES LLC.	Salesforce Tower, 415 Mission St, 3rd Fl San Francisco, CA 94105	257,400	6.79
MS・HAYATE1号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋兜町6番5号	202,842	5.35
株式会社シグマクシス・インベストメント	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	193,610	5.11
INNOVATION HAYATE V Capital 投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋兜町6番5号	145,124	3.83
BREW株式会社	東京都港区東麻布2丁目32-7-3F	86,394	2.28
鄭 炳吾	東京都文京区	65,857	1.74
TIS株式会社	東京都新宿区西新宿8丁目17番1号	64,350	1.70
フリー株式会社	東京都品川区大崎1丁目2番2号	64,350	1.70
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区麹町六丁目1番地1	64,350	1.70
TSV1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社テラスカイベンチャーズ	東京都中央区日本橋2丁目11番2号	64,350	1.70
計	—	2,701,137	71.24

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,701,084 A種優先株式 286,101 A2種優先株式 80,047 A3種優先株式 321,750 B種優先株式 628,161 C種優先株式 774,434	普通株式 1,701,084 A種優先株式 286,101 A2種優先株式 80,047 A3種優先株式 321,750 B種優先株式 628,161 C種優先株式 774,434	「1(1)②発行済株式」を参照。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,791,577	—	—
総株主の議決権	—	3,791,577	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員 の 状 況】

前事業年度に係る定時株主総会終了後、当中間会計期間における役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	任期	所有 株式 数	就任 年月日
取締役	秦野 元秀 (1967年 9月13日生)	1991年 4月 泉証券株式会社（現・SMBC日興証券株式会社）入社 2001年 4月 株式会社イーコンテクト（現・株式会社デジタルガレージ）入社 2006年 9月 同社取締役兼経営企画本部長 就任 2008年12月 株式会社駅探 入社 2009年10月 同社取締役兼コーポレート部長 就任 2016年10月 株式会社Gunosy入社 2018年 4月 K I Y Oラーニング株式会社 入社 2018年 6月 同社取締役兼管理部長 就任 2024年 4月 当社取締役 就任（現任）	※ 3	—	2024年 3月29日
取締役	菅原 貴与志 (1960年 3月18日生)	1991年 4月 全日本空輸株式会社 入社 1996年 3月 弁護士登録（東京弁護士会） 1996年 3月 小林綜合法律事務所入所（現職） 2001年 4月 慶応義塾大学総合政策学部講師 就任 2004年 4月 慶応義塾大学大学院法務研究科教授 就任 2010年 4月 ANAホールディングス株式会社 上席執行役員・法務部長 就任 2020年 8月 株式会社ケイブ 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2021年 3月 湧永製薬株式会社 社外監査役 就任（現任） 2022年 4月 慶応義塾大学法学部・SFC研究所特任教授 就任（現任） 2023年 4月 日本大学特任教授 就任（現任） 2024年 4月 当社社外取締役 就任（現任） 2024年 6月 高岡法科大学名誉教授 就任（現任）	※ 3	—	2024年 3月29日
監査役	礮村 奈穂 (1986年 1月 8日生)	2008年12月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2017年12月 礮村奈穂公認会計士事務所 設立 2017年12月 株式会社サイバー・バズ 常勤監査役 就任 2020年 4月 WEspoir合同会社設立 代表就任（現任） 2022年12月 株式会社サイバー・バズ 取締役（監査等委員）就任（現任） 2023年 3月 アディッシュ株式会社監査役 就任（現任） 2024年 4月 当社社外監査役 就任（現任）	※ 4	—	2024年 3月29日

(注) 1 取締役菅原 貴与志氏は、社外取締役であります。

2 監査役礮村 奈穂氏は、社外監査役であります。

3 取締役の任期は、就任の時から2024年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4 監査役の任期は、就任の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役経営企画部長	取締役CFO	板倉 侑輝	2024年4月1日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

第4 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)に係る中間財務諸表について、みおぎ監査法人による期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の5-6」の規定に準じて前年同半期との対比は行っておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当中間会計期間 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	536,609	420,846
売掛金	62,522	64,980
商品	5,513	392
前渡金	-	14,670
前払費用	31,402	27,812
その他	11,876	-
流動資産合計	647,924	528,702
固定資産		
有形固定資産	4,256	14,190
無形固定資産	356,834	453,993
投資その他の資産	9,744	9,507
固定資産合計	370,834	477,691
資産合計	1,018,758	1,006,393

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当中間会計期間 (2024年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,071	1,368
短期借入金	101,235	41,669
1年内返済予定の長期借入金	104,736	63,016
未払金	93,348	107,186
未払費用	577	-
未払法人税等	530	1,145
未払消費税等	4,325	480
契約負債	123,840	183,529
預り金	3,970	1,621
流動負債合計	433,635	400,015
固定負債		
長期借入金	251,617	218,439
固定負債合計	251,617	218,439
負債合計	685,252	618,454
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,000	153,268
資本剰余金	995,102	1,144,370
利益剰余金	△704,847	△948,952
株主資本合計	294,254	348,686
新株予約権	39,252	39,252
純資産合計	333,506	387,938
負債純資産合計	1,018,758	1,006,393

(2) 【中間損益計算書】

【中間会計期間】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
売上高	486,831
売上原価	168,128
売上総利益	318,703
販売費及び一般管理費	※ 557,379
営業損失(△)	△238,676
営業外収益	
受取利息及び配当金	3
その他	17
営業外収益合計	20
営業外費用	
支払利息	4,203
支払保証料	99
営業外費用合計	4,302
経常損失(△)	△242,959
税引前中間純損失(△)	△242,959
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税等調整額	-
法人税等合計	1,145
中間純損失(△)	△244,104

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失(△)	△242,959
減価償却費	57,976
敷金償却額	137
受取利息及び受取配当金	△3
支払利息	4,203
支払保証料	99
売上債権の増減額(△は増加)	△2,457
棚卸資産の増減額(△は増加)	5,121
その他流動資産の増減額(△は増加)	△11,080
仕入債務の増減額(△は減少)	297
未払金の増減額(△は減少)	7,900
契約負債の増減額(△は減少)	59,688
その他流動負債の増減額(△は減少)	△6,771
小計	△127,847
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△4,203
法人税等の支払額	△530
営業活動によるキャッシュ・フロー	△132,578
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△12,710
無形固定資産の取得による支出	△146,421
敷金及び保証金の回収による収入	11,876
投資活動によるキャッシュ・フロー	△147,256
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	△59,566
長期借入金の返済による支出	△74,898
株式の発行による収入	298,537
財務活動によるキャッシュ・フロー	164,072
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△115,762
現金及び現金同等物の期首残高	536,609
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 420,846

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)
給与及び手当	128,949千円
広告宣伝費	99,384 "
業務委託費	102,096 "
情報システム費	59,077 "

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)
現金及び預金	420,846 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	— "
現金及び現金同等物	420,846 千円

(株主資本等関係)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、第三者割当増資の払込みを受け、資本金及び資本剰余金がそれぞれ149,268千円増加しております。これらの結果、当中間会計期間末において資本金153,268千円、資本剰余金が1,144,370千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

当社はリーガルテック事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(単位：千円)

	当中間会計期間
Legaltech Saas事業	236,413
登記事業	250,417
顧客との契約から生じる収益	486,831
その他の収益	—
外部顧客への売上高	486,831

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり中間純損失(△)	△69円25銭
(算定上の基礎)	
中間純損失(△)(千円)	△244,104
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純損失(△)(千円)	△244,104
普通株式の期中平均株式数(株)	3,524,808
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月14日

GVA TECH 株式会社

取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士

横手 宏典

指定社員
業務執行社員 公認会計士

中村 謙介

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているGVA TECH株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GVA TECH株式会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上